

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	品川区すまいるスクール利用料徴収事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、品川区すまいるスクール利用料徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都品川区長

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	品川区すまいるスクール利用料徴収事務
②事務の概要	<p>品川区すまいるスクールは、区が設置する学校(以下「学校」という。)において、放課後等に児童の安心安全な居場所を確保し、学習、体験活動および交流活動を行う機会を提供することにより、児童の健全育成および保護者の子育てと就労等との両立支援に資することを目的とする。</p> <p>「すまいるスクール」とは、次に掲げる事業を一体的に行う事業をいう。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業</p> <p>(2) 児童に対し、学習、スポーツ、文化活動、自主的な遊び等の機会を提供する事業</p> <p>すまいるスクールを利用することができる児童は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 学校授業日および学校休業日の午後5時まで 実施校に在籍する児童</p> <p>(2) 学校授業日および学校休業日の午後5時から午後6時まで 前号に規定する児童であって、かつ、保護者が就労、疾病その他規則で定める事由に該当し、家庭において午後5時後に適切な保護を受けることができない児童</p> <p>(3) 学校授業日および学校休業日の午後5時から午後7時まで 第1号に規定する児童であって、かつ、保護者が就労、疾病その他規則で定める事由に該当し、家庭において午後5時後に適切な保護を受けることができない第1学年から第3学年までの児童</p> <p>① 以上の目的に合い、利用条件に当てはまる児童の保護者から、すまいるスクール利用の申請を受理する。</p> <p>すまいるスクールを利用する児童の保護者は、児童1人につき、</p> <p>(1) 午後5時までの利用 月額250円</p> <p>(2) 午後5時から午後6時までの利用 月額3,000円</p> <p>(3) 午後5時から午後7時までの利用 月額4,000円</p> <p>② 以上の利用料を収納する。</p> <p>ただし、</p> <p>③ 当該申請をする保護者とその同一の世帯に属する者の課税状況により、利用料の減額申請や免除の申請を受理する。</p> <p>④ ①、③の結果をシステム管理する。</p> <p>なお、特定個人情報の利用は、③の事務の際に発生する。 (1/1時点で区外に住民票登録している者等に関して、中間サーバ経由で市町村民税情報を取得する。)</p>
③システムの名称	Sossian学童保育システム
2. 特定個人情報ファイル名	
すまいるスクール利用料情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第2項、品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	品川区子ども育成課
②所属長の役職名	子ども育成課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区役所 子ども未来部 子ども育成課 放課後サポート担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区役所 子ども未来部 子ども育成課 放課後サポート担当
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月3日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月3日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取り扱いにあたって、wチェックを実施する等、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、管理システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども育成課長 高山 崇	子ども育成課長	事後	
平成31年2月1日	II しきい値判断項目 1対象人数	平成28年4月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年2月1日	II しきい値判断項目 2取扱者数	平成28年4月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年2月1日	IV リスク対策	—	様式変更にもなう新規作成	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1対象人数	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2取扱者数	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和7年3月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1 Scubo 2 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 3 中間サーバ	Sossian学童保育システム	事後	
令和7年3月3日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和2年1月1日時点	令和7年3月3日時点	事後	
令和7年3月3日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年1月1日時点	令和7年3月3日時点	事後	
令和7年3月3日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	様式変更にもなう新規作成	事後	
令和7年3月3日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	子ども育成課 育成支援係	子ども育成課 放課後サポート担当	事後	
令和7年3月3日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	子ども育成課 育成支援係	子ども育成課 放課後サポート担当	事後	
令和7年3月3日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8項、個人情報保護委員会規則	番号利用法第19条第9号	事後	